第四次地域管理経営計画書(案) (宮城南部森林計画区)

自 平成23年4月 1日 計画期間 至 平成28年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を計画期間とする宮城南部森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

目 次

12 00010		1
I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	1 国有林野の管理経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	(1) 計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	(2) 国有林野の管理経営の現況・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	① 計画区内の国有林野の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	② 主要事業の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
	ア 伐採量	. 5
	· イ 更新量····································	
	ウ 保育量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
	エ 林道の開設及び改良・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	オ 保護林・緑の回廊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) 持続可能な森林経営の実施方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	① 生物多様性の保全····································	
	② 森林生態系の生産力の維持······	
	③ 森林生態系の健全性と活力の維持······	
	④ 土壌及び水資源の保全と維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		. δ
	⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な	0
	社会・経済的便益の維持及び増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
	⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 0
	伝的、制度的及び経済的枠組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. გ . გ
	2 機能類型に応じた管理経営に関する事項····································	
	(1)機能類型ごとの管理経営の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	① 水土保全林における管理経営の指針と	O
	その他水土保全林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
	ア 国土保全タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	イ 水源かん養タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
	② 森林と人との共生林における管理経営の指針と	
	その他森林と人との共生林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	ア 自然維持タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	イ 森林空間利用タイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
	③ 資源の循環利用林における管理経営の指針と	
	その他資源の循環利用林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	(2) 地域ごとの機能類型の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	① 仙台山岳地区(101~241 林班)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	② 仙台内陸地区(2~83、95~97 林班) ···································	. ວ ວ
	③ 仙台海岸地区(86~92、98~100 林班)················· 1 ④ 蔵王地区(301~365、404~408 林班)···················1	
	⑤ 七ヶ宿地区 (366~402、409~422 林班)	
	⑥ 丸森地区 (501~525 林班) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	3 流域管理システムの推進に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		1) 流域ニーズの的確な把握 $\cdots\cdots$ 1	4
		2) 国有林の情報、技術、フィールドの提供1	4
		3		4
		4		5
		(5)		5
	4	主	芸要事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		1) 伐採総量1	5
		2) 更新総量1	6
		3		6
		4) 林道の開設及び改良の総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	5	そ	·の他必要な事項··················1	6
		1) 地球温暖化防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		2		6
Π	[国有	[・] 林野の維持及び保存に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	1	巡	〈視に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	(山火事防止等の森林保全巡視・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	(2)	境界の保全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	2		林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項1	
	3	特	に保護を図るべき森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1)	保護林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	(2)	緑の回廊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	8
	4	そ	·の他必要な事項··················1	8
	(
	(希少な野生動植物の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	`	3)	野生動物との共生及び被害対策・・・・・・・・・・・1	9
			その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
Ш	7		:物の供給に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	1		:材の安定的な取引関係の確立に関する事項1	
	2	そ	・の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	0
IV		国有	[・] 林野の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	0
	1	玉	有林野の活用の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	0
	2	玉	有林野の活用の具体的手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
	3		の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V			:の参加による森林の整備に関する事項······2	
	1		民参加の森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	2		·収林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	3		の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	`	,	森林環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	`		森林の整備・保全等への国民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	`.	3)	地域住民や関係機関と連携した取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	`		地域に根ざした自主的な取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
T 7 T	,		双方向の情報受発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
VI			他国有林野の管理経営に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1		業技術の開発、指導及び普及に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2		!域の振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	3	7	\cdot の他必要な事項 $\cdots\cdots\cdots\cdots$ 2	4

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林の期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

また、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」が策定され制度的課題及び実践的課題の両面から現行施策の抜本的な見直しが進められるなか、平成22年11月に森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめが公表された。具体的には、森林計画制度の見直し、森林施業の集約化や路網整備の推進、担い手となる林業事業体や人材の育成、木材の利用拡大などについて、取りまとめられたところである。また、国有林については、民有林との連携による「森林共同施業団地」の設定や木材の安定的供給体制づくり、国有林のフィールドを活用した人材の育成を推進するとされたところであり、これらの取組等を総合的に推進し、森林・林業の再生に向けた施策を積極的に推進することとする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の宮城南部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、宮城南部森林計画区における国有林野の管理経営は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、平成23年4月1日を始期として策定した第四次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1)計画区の概況

本計画の対象は、宮城南部森林計画区内の国有林野55,299haである。

当計画区は、山形県境に接する奥羽山脈に連なる山岳地帯、その下部に散在する丘陵地帯、阿武隈山系の内陸部に散在する丘陵地帯及び太平洋沿岸に広がる海岸地帯に区分することができる。主な山岳は、船形山、面白山、刈田岳、屛風岳、不忘山等があり、これら山岳を源とする主な河川は、七北田川、名取川、白石川(阿武隈川)等があり、多くの支流を集めて東流し、太平洋に注いでいる。

なお、本計画区の東部を流れる阿武隈川は、福島県阿武隈川森林計画区内の白河市西 方三本槍岳に源を発し、郡山盆地、福島盆地を流れて宮城県に入り、仙台湾に注ぐ河川 である。

山岳地帯は、北部は起伏が大きく急傾斜地が多く、南部は比較的安定した地形となっている。また、火山地帯では溶岩台地や山麓傾斜地が見られる。丘陵地帯は、海抜 500 m 以下の起伏の少ない丘陵地が大部分である。

林況は、山岳地帯ではブナ等広葉樹を主とする天然林が多く、一部アオモリトドマツ、コメツガ、ハイマツ等の針葉樹天然林が見られる。丘陵地帯は、スギ、アカマツ、ヒノキを主とする人工林で占められている。また、太平洋沿岸地帯ではクロマツを主とする天然林が過半を占めている。

山岳地帯については、急傾斜地は土砂流出防備保安林に指定されているほか、仙台市をはじめとする上水道の水源の最上流部に位置していること等からその多くが水源かん養保安林に指定されている。また、優れた自然景観を有する地域も多く、その大部分が蔵王国定公園等の自然公園に指定されている。更に、都市部からの交通の便も良好なこと等からスキー場等野外レクリエーションの利用等にも広く利用されている。このように自然景観の維持と国土保全及び保健文化機能について、重点的に検討を要する地域である。

丘陵地帯については、仙台市近郊の丘陵地帯は自然探勝、自然観察等の利用に供するため「自然休養林」「自然観察教育林」に選定され、阿武隈川沿いの丘陵地帯は、「阿武隈川渓谷県立自然公園」に指定されており、自然環境の保全に留意しつつ、公益的機能の維持増進に検討を要する地域である。

海岸地帯については、ほぼ全域が潮害防備保安林に指定され、またその一部が仙台自然休養林に指定されていることから、生活環境保全及び保健文化機能の発揮という点について、重点的に検討を要する地域である。

これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、また、適切な森林整備とこれらを通じて供給される木材の有効活用を図ることが二酸化炭素の吸収・固定や排出抑制につながり、地球温暖化防止にも貢献することとなる。

このような当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与に

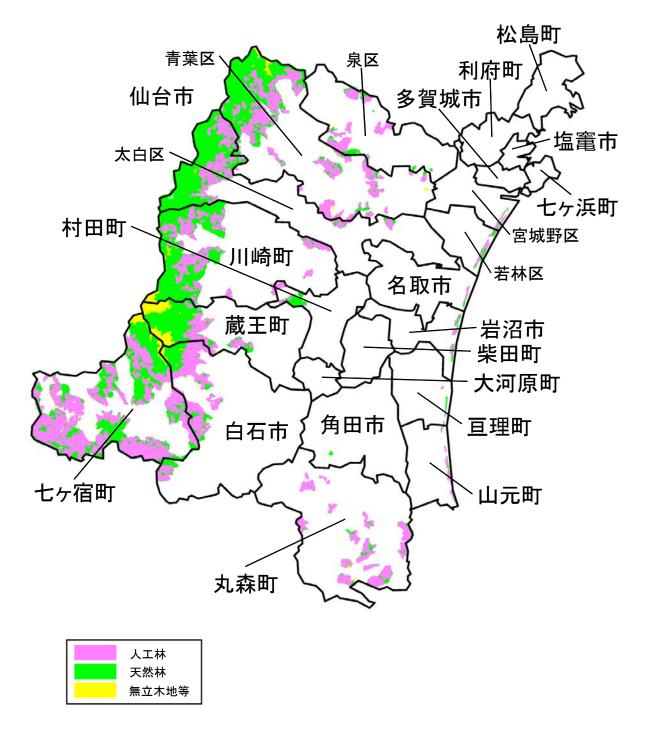
も配慮し、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

① 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成22年12月時点)としては、人工林を中心とする育成林が19,020ha(育成単層林17,579ha、育成複層林1,441ha)、天然生林が32,000haとなっており、主な樹種としては針葉樹ではスギ1,287千m3、カラマツ762千m3、アカマツ1,104千m3、広葉樹ではブナ2,2711千m3、ナラ273千m3となっている。また、林相別に見ると針葉樹林18千ha、針広混交林3千ha、広葉樹林30千haとなっている。

人工林についてみると、齢級構成では間伐対象齢級である4齢級から12齢級が9 割強と大半を占める一方、13齢級以上の高齢級林分は約1割となっている。



② 主要事業の実績

第3次計画(H18年度~H22年度)における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

ア 伐採量

主伐の伐採量については、分収造林の伐期延長による実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。

間伐については、地球温暖化対策に資するための間伐を積極的に推進したため、 伐採量は計画を下回ったものの、面積は計画を上回る実績となった。

(単位: 材積 千m3)

	計	画	実	績
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	4 8	2 0 8 (3,326ha)	4 2	1 8 3 (3,686ha)

- 注1)()は間伐面積である。
- 注2) 伐採量の実績の数値については、平成18~21年度分は実績数値、平成2 2年度分は見込み数値である。

イ 更新量

人工造林については、皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、 分収造林の伐期延長に伴う実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。 天然更新については、天然林の伐採面積の減少により、計画を下回る実績となった。 た。

(単位:面積ha)

		計	画	実	績
		人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
<u> </u>	更新量	1 5 2	4	1 0 9	1

注1) 更新量の実績の数値については、平成18~21年度分は実績数値、平成2 2年度分は見込み数値である。

ウ保育量

下刈については、分収造林の伐採跡地を国有林野事業において実施したことなどから、計画を上回る実績となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するために、保育作業を積極的に実施した結果、除伐・つる切は、計画量を上回る実績となった。

(単位:面積ha)

		計画			実	績
	下	ĮIK	つる切・除伐	下	ĮIK	つる切・除伐
保育量		3 8 4	1 1 7		7 7 5	1, 108

注1)保育量の実績の数値については、平成18~21年度分は実績数値、平成2 2年度分は見込み数値である。

エ 林道の開設及び改良

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的 に実施した結果、計画を下回る実績となった。

また、林道の改良については、計画がなかった。

		区分	計画	実績
開	設	路線数	6	3
		延長量(km)	11.0	6. 2
改	良	路線数	_	_
		延長量 (km)	_	_

注1) 林道の開設の実績の数値については、平成18~21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

オ 保護林・緑の回廊

保護林については、ヒメカイウの保護のため、植物群落保護林を拡充した結果、 指定面積が増加した。

緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

(単位:延長 km、面積 ha)

	前計	十画期首	前計画期末		
	箇所数	面積	箇所数	面積	
保護林	8	7, 547	8	7, 704	

(単位:延長 km、面積 ha)

	前記	十画期首	前計画期末		
	延長	面積	延長	面積	
緑の回廊	5 5	7, 402	5 5	7, 402	

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代と ともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保 全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセスに参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準(64指標)が示されている。

当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い 方針に基づいて、各般の取組を推進しているところである。

① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- 保護林及び緑の回廊の保全
- ・ 希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

② 森林生態系の生産力の維持

森林としての生長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森 林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- 松くい虫防除対策の継続実施
- ・ 松くい虫被害により減少したマツ林の再生
- ・ ナラ枯れ被害防除対策の実施

④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢

沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 沢沿い、急斜面等における皆伐の回避
- 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持促進するため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産、とりわけ利用間伐の推進
- ⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な 発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保 のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「ふれあいの森」や「遊々の森」等を森林づくり活動のフィールドとして国民 に提供
- レクリエーションの森の利用促進
- ・ 木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

①~⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、 国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて 森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やHPの充実による情報発信
- 保護林におけるモニタリング調査の実施
- 森林現況の着実な把握

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視点	主な取組目標
森林の公益的機能の発揮	【生物多様性の保全】 「船形山植物群落保護林」などの保護林については適切な保護を図るとともに、「奥羽山脈緑の回廊」、「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」については針広混交林に誘導するための抜き伐りやモニタリング調査を実施する。 また、船形山植物群落保護林区域周辺において、希少な湿性植物である「ヒメカイウ(サトイモ科ヒメカイウ属)」を保護するため、船形山植物群落保護林を拡充する。 【森林吸収源対策の推進】森林吸収源対策を図るため、育成林において、間伐、除伐等の森林整備を積極的に実施する。 【森林病虫害対策の実施】 ナラ枯れ被害対策については、県や市、関係団体での会議等を踏まえて連携を図りながら、適確な防除を行うなど被害拡大の防止に取り組んでいくこととする。 【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、渓間工39箇所、山腹工6箇所、保安林の整備108haの治山事業を実施する。
地域の林業・木材産業への貢献	【木材の安定供給】 スギを中心とした木材を供給するための伐採、及び効果的かつ 効率的な森林整備を行うための路網整備を計画する。 【民国連携した森林整備の実施】 宮城県刈田郡七ヶ宿町地域において、隣接する民有林と「七ヶ宿町地域森林整備協定」を締結したことから、今後、連携した森林整備を推進する。 【新たな技術の実践・実証】 コンテナ苗を用いた植栽について、森林総合研究所等と連携して実証的な調査を進め、低コスト造林システムの普及に向けた取組を実施する。
国民の森林とし ての国有林の活 用	【国民参加の森林づくり】 国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「ふれあいの森」として設定した「緑でつなぐ仙台の森」や「Hands On Forest」、及び「遊々の森」として設定した「二口学習

の森」や「蒲沢里山体験の森」、「癒しと学習の森」において、引き続き、必要な助言や技術指導等の支援を実施する。

また、「レクリエーションの森」である「仙台自然休養林」のように、都市部及び都市近郊に位置する国有林では、小学校や地域の団体等からの要請に応じ、森林教室や体験林業へのフィールド提供と講師派遣等を実施する。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1)機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源のかん養を目的とする「水土保全林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」、及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、それぞれの目的に応じて次のような管理経営を行うこととする。

① 水土保全林における管理経営の指針とその他水土保全林に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、水土保全林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに 分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、水土保全林28,801ha(国土保全タイプ9,090ha、水源かん養タイプ19,711ha)としていたところ、今回の計画では、水土保全林において船形山植物群落保護林を拡大したことから、水土保全林の水源かん養タイプの面積が下表のとおり減少することとなった。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、 根系や下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又 はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏ま

え、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹種で構成される森林等に誘導し 又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

水土保全林の面積

(単位:ha)

区	分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面	積	8, 967	19,711	28,678

- 注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。
- ② 森林と人との共生林における管理経営の指針とその他森林と人との共生林に関する 事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、森林と人との共生林22,928ha(自然維持タイプ16,056ha、森林空間利用タイプ6,872ha)としていたところ、今回の計画では、水土保全林において船形山植物群落保護林を拡大したことから、下表のとおり森と人との共生林の自然維持タイプの面積が増加することとなった。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、 保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然 環境の維持・形成に必要な管理経営を行うこととする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図ることとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーション利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行うこととする。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にあるものや今後の維持管理等が見通し難いものについては、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図ることとする。

森林と人との共生林の面積

5		自然維持ク	タイプ	森林空間利用	用タイプ	Λ ∌I.
	分		うち、保護林		うち、 レクリエーションの森	合 計
面	積	16,214	7, 704	6, 867	1, 427	23,081

(単位: ha)

(単位: ha)

- 注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。
- ③ 資源の循環利用林における管理経営の指針とその他資源の循環利用林に関する事項 資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させ るべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素 材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材 資源の充実等を図る。

資源の循環利用林については、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた 木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行うものとする。

また、前計画では、資源の循環利用林3,504haとしていたところ、今回の計画では、下表のとおり前計画と比較して面積の増減はない。

資源の循環利用林の面積

区	分	林業生産活動の対象	その他生産活動の対象	計
面	積	3, 400	1 0 4	3, 504

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

① 仙台山岳地区(101~241 林班)

当地区は、船形山から刈田岳に至る奥羽山脈の東側斜面に位置する山岳林で、上部は、山頂付近のハイマツ、アオモリトドマツ及びコメツガ等からブナを主とする原生的な広葉樹天然林と続き、下部から山麓は、スギ、カラマツ人工林となっている。

地区上部及び中部のうち急峻な箇所が多い区域については、下流の市街地に対する 山地災害防止機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う こととする一方、蔵王、船形及び二口山系のブナを主とする広葉樹天然林等が優れた 自然景観を有する区域については、自然環境の保全、保健休養の場の提供など保健文 化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

② 仙台内陸地区(2~83、95~97 林班)

当地区は、仙台市近郊に位置する丘陵林で、スギ、アカマツ等の人工林とアカマツ、コナラ、クリ等を主とする天然林からなっている。地区内に「仙台自然休養林」「郷土の森(松尾観世音)」があり、ハイキング、自然探勝等仙台市民の憩いの場として広く利用されている。このため自然環境の維持・保全や保健休養の場の提供等保健文化機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うものとする。

③ 仙台海岸地区(86~92、98~100 林班)

当地区は、七ヶ浜町から山元町に広がる海岸林で、その過半がクロマツを主とする 天然林となっている。地区の背後には、農耕地、住宅地が広がっていることから、ほ ぼ全域が潮害防備保安林に指定されており、生活環境保全機能を発揮させるため、主 として水土保全林に区分して管理経営を行うこととする。

なお、井土地区と新浜地区が仙台自然休養林に指定され、ハイキングや自然観察に 広く利用されていることから、保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林 に区分して管理経営を行うこととする。

④ 蔵王地区(301~365、404~408 林班)

当地区は、奥羽山脈の刈田岳から屛風山、不忘山等の蔵王連峰に位置する山岳林で、上部は、山頂付近のハイマツ、ハクサンシャクナゲ、ミネカエデ等からブナを主とする広葉樹林と続き、下部から山麓は、スギ、カラマツ等の人工林が過半を占めている。地区の大部分が蔵王国定公園に指定されており、また、山麓にはスキー場、野鳥の森等のレクリエーションの森も設定されており、四季を通じて近県からの利用者も多く、自然環境の維持・保全、保健休養の場の提供等保健文化機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

また、七ヶ宿ダム湖に注ぐ支流域は、水源かん養及び土砂流出防備機能の発揮のため、水土保全林に区分して管理経営を行うこととする。

⑤ 七ヶ宿地区(366~402、409~422 林班)

当地区は、白石川の上流部に位置する山岳林で、その大半がスギ、アカマツ等の人工林で占められている。七ヶ宿ダム、摺上ダム上流部にあたり、都市部の上水道源及び農地の水源となっており、水源かん養及び国土保全機能を重点的に発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行うこととする。

また、峠田地区の一部は自然条件がスキー場に適していることから、保健文化機能を発揮させるため、野外スポーツ地域に指定されており、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑥ 丸森地区(501~525 林班)

当地区は、丸森町周辺に位置する丘陵林で、大部分がスギ、アカマツ等の人工林となっている。地区の下流域については、町民及び農地の水源に利用されており、水源かん養及び国土保全機能を重点的に発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行うこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、引き続き、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により、先導的・積極的に取り組むこととする。

① 流域ニーズの的確な把握

宮城南部流域林業活性化協議会、林業関係機関・団体等との会合等において、列状間 伐の推進、地域産木材の利用促進、生産コストの低減につながる低コスト路網の整備、 山地災害の情報等、森林の整備・保全の課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事 業運営の推進に努める。

具体的には、宮城南部流域林業活性化協議会の場等において把握した要望に応えるべく、国有林をフィールドとした「列状間伐現地検討会」、「低コスト路網開設研修会」、

「低コスト造林研修会」を実施しており、今後も地域のニーズ・要望に応じた取り組みを積極的に進めることとする。

② 国有林の情報、技術、フィールドの提供

蔵王国定公園、仙台(権現森地区)自然休養林等の森林レクリエーション、保健休養の場の提供、また、大倉川水土保全モデル林をはじめとする森林施業の展示、コンテナ苗による低コスト造林、治山の森等の林業・治山技術の紹介を通じて、国有林野における管理経営や森林整備技術についての情報を積極的に提供する。

また、高性能林業機械等の利用や列状間伐、計画的な路網の整備等による効率的・効果的な間伐に取り組むとともに、技術指導や研修に必要なフィールドを提供し、宮城県、宮城県林業労働力確保支援センター等と連携した森林施業技術検討会の実施等により林業技術の向上等に努める。

③ 民有林・国有林一体となった取組

地域材の銘柄化や森林吸収源対策のための間伐の推進に向け、共同施業団地の設定等により、木材の安定供給に加え、土木工事等への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの利用等を図るとともに、間伐、路網の整備など、民・国が一体となった取組の推進に努めることとする。

具体的には、平成22年10月に宮城県刈田郡七ヶ宿町地域において林業事業体と「七ヶ宿町地域森林整備協定」を締結したことから、今後、連携した森林整備を進めるとともに、他地域においても、積極的に民有林との連携による「森林施業団地」の設定に取り組むこととする。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との調整を図り、合理的な路網整備に努めることとする。

さらに、地域の重要な財産である海岸松林の再生・保全について、地域の合意形成を 図りながら、徹底した松くい虫の防除等の実施に努める。

④ 林業事業体の育成

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資することとする。

また、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努め、 森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図ることとする。

特に、安全関係の協議会で、国有林のフィールドを活用した「安全研修会」を実施しており、今後も積極的に労働安全の研修会等の取組みを推進していくこととする。

⑤ 下流域との連携

「蒲沢里山体験の森」など遊々の森、小中学生等に対する植樹体験や森林教室等の各種活動の支援、自然観察会による森林とのふれあいの場の提供、グリーン・サポート・スタッフによる入山者へのマナー指導・啓発活動等を通じて、下流域住民、利水者等に対して森林の働き、森林・林業の役割等の情報を分かりやすく提供し、森林・林業に対する理解の醸成に努めるとともに、下流域関係者自ら行う水源林整備等のフィールド及び技術を提供する。

具体的には、「遊々の森」、「ふれあいの森」のほか、「体験林業」としての森林整備活動へのフィールド提供、「植樹のつどい」、「育樹のつどい」、小学生を対象とした森林教室等を行い、下流域住民等に対して森林の持つ公益的機能や森林・林業の重要性について理解を深めていただく取り組みを実施しており、引き続き積極的なフィールド提供や技術指導等に努めることとする。

4 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業の 発注に努めることとする。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努めることとする。

具体的には、各流域単位で伐採箇所の団地化及び高性能林業機械を取り入れた、作業仕組みの改善等生産単価の縮減を積極的に取り組んでいくこととする。

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位:m³)

区 分	主	伐	間 伐	計
中	65,	0 0 0	156,000 (3,105)	221, 000 (3, 105)

- 注1) () は、間伐面積(単位: ha)である。
- 注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 更新総量

(単位:ha)

区分	人工造林	天 然 更 新	計
計	2 0 8	6	2 1 4

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量

(単位: ha)

区分	下刈	つる切・除伐	計
計	7 2 0	1 4 4	8 6 4

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開設		改良		
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)	
計	5	11,700	0	0	

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

5 その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの 普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施することとする。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努めることとする。

特に、治山事業においては、コンクリートえん堤に使用する型枠を木製パネル式の残存型枠を使用するとともに、山腹工における土留工や柵工等についても必要に応じて木製構造物を活用すること等を積極的に推進する。林道事業においても、盛土法尻に必要な土留工や柵工等、必要に応じて木製構造物を活用することを積極的に推進する。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、原生的な天然林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について厳格な保全・管理を行う保護林において、引き続き、適切な保全・管理を行うことと

する。

また、それ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長 伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の 整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に寄与することとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進することとする。

Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全巡視

森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努めることとする。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努めることとする。

特に、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの 不法投棄等が生ずるおそれがあることから、随時、経常業務の遂行と並行して保全巡視 に努めることとする。

2 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病害虫の監視に努める。なお、松くい虫被害については、森林病害虫等防除法に基づく高度公益機能森林、被害拡大防止森林の区域指定及び防除計画等に基づき、伐倒駆除等により被害のまん延防止に努める。近年、拡大しているカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、県、市町村との連絡を密にし、民有林と一体となった効果的な対策を行うよう努めることとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

当計画区は、8箇所の保護林を設定しており、原生的な自然環境や貴重な野生動植物

が生息・生育するなど貴重な森林生態系を有する森林が多く、環境保全や生物多様性の確保の観点からも、適切に保護を図っていくとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、学術研究フィールドとして提供することとする。

また、入林者の影響等による植生荒廃の防止やその回復を図るため、地域の関係者等と調整を図りながら必要な措置を講ずるものとする。

種類	箇所数	面積(ha)
森林生態系保護地域 森林生物遺伝資源保存林 林木遺伝資源保存林 植物群落保護林 特定動物生息地保護林 特定地理等保護林		7, 589 -
郷土の森	1	1 0 3
総数	8	7, 704

(2) 緑の回廊

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに八甲田山周辺から蔵王周辺まで、約2kmの幅で延長約400kmにわたって設定しており、このうち当計画区では約33kmを設定している。

「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」は、関東森林管理局と連携し、奥羽山脈緑の回廊の神室山から鳥海山、月山、朝日山地、飯豊山、吾妻山を経由し、蔵王山に至るまで約2kmの幅で延長約260kmにわたって設定しており、このうち当計画区では約22kmを設定している。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、照度及び採餌空間の確保等、野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、今後とも針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施し、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努めることとする。

名 称	延長 (km)	面積(ha)
奥羽山脈	3 3	4, 385
鳥海朝日・飯豊吾妻	2 2	3, 017
総数	5 5	7, 402

注)数値は、当計画区に係るもののみである。

4 その他必要な事項

(1) 水辺の整備

水質の保全や野生動植物の生息・生育環境の整備に資する観点から、防災面にも配慮 しつつ、渓流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

(2) 希少な野生動植物の保護

イヌワシ、クマタカ等の希少な野生生物については、必要に応じて専門家等の協力を 得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努めることとする。

具体的には、森林整備等各種事業を実施していく中で、イヌワシ・クマタカ等の営 巣配慮期間を考慮するとともに、特別区域内に立ち入らない等、猛禽類に配慮した作 業を実施していくこととする。

(3) 野生動物との共生及び被害対策

ツキノワグマ、カモシカなどとの共生及び被害対策については、森林施業を計画的に 実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとと もに、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣 害の監視に努める。

特に、スギ人工林において、ツキノワグマによる被害が見られることから、巡視等によるクマ剥ぎの被害状況の把握に努め、被害状況に応じた被害の拡大防止、防除対策に努めることとする。

(4) その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を 図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等 に努めることとする。

具体的には、船形山植物群落保護林区域の隣接地に、希少な湿性植物である「ヒメカイウ (サトイモ科ヒメカイウ属)」が植生していることから、植生区域を調査のうえ、 本種の保護対策に努めることとする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、利用可能なスギ等の人工林の資源が充実しつつある状況を踏まえ、 主伐・間伐を通じて生産される木材の安定的な供給に努めることとする。特に、これまで 利用が低位であった曲がり等を含む間伐材については、合板や集成材、チップ材料等の 原料としての利用が拡大していることから、その需要者等へ安定的に供給するよう努める。 森林整備により搬出される間伐材等の販売については、高付加価値を期待できる高品質

森林整備により搬出される間伐材等の販売については、高付加価値を期待できる高品質材等の供給とあわせ、素材(丸太)販売により実施する。また、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材(丸太)生産を行うものとする。

また、曲がり等を含む間伐材の販売については、需要先へ直送する販売協定により新規需要開拓と安定的な供給を図ることとし、林業・木材産業の活性化を図り、併せて収入の確保にも資することとする。

具体的には、国有林材のシステム販売による素材(丸太)の安定供給に努めるとともに、

今後、火力発電所における木質バイオマス燃料の導入等に伴う需要の増加が見込まれることから、新規需要への対応と併せて林地残材の有効活用についても積極的に取り組むこととする。

2 その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等施設を新改築する場合は木造化・木質化を積極的に推進するなど、木材の利用促進に取り組むこととする。

また、地方公共団体等の関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとと もに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の推進に寄与することとする。

木材利用の具体的対象として、治山事業においてはコンクリートえん堤に使用する型枠を木製パネル式の残存型枠を使用するとともに、山腹工における土留工や柵工等についても必要に応じて木製構造物を活用すること等を積極的に推進する。林道事業においても、盛土法尻に必要な土留工や柵工等、必要に応じて木製構造物を活用することを積極的に推進する。

Ⅳ 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、 住民の意向等を考慮して農林業の構造改善のための活用、公用・公共用・公益事業の用に 供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業 の振興や住民の福祉の向上に資するよう努めるものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ取り組む。

また、関係する県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供と需要探索に努める。

3 その他必要な事項

特になし。

V 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定する「ふれあいの森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、これらの森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努めることとする。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応 したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努めることとする。

ふれあいの森

名 称(市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
緑でつなぐ仙台の森 (仙台市)	仙台森林管理署 岩元山国有林 (47ろ2)	2.36
Hands On Forest (仙台市)	仙台森林管理署 岩元山国有林 (47い、47ろ1)	8.07

2 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進することとする。

特に、企業や団体などに対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業(「法人の森」)を積極的に推進することとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進することとする。

なお、国有林野を活用し体験活動を実施する「遊々の森」を、下表のとおり協定締結 していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供することとする。

その際、森林管理署に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組を推進することとする。

遊々の森

名 称(市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
二口学習の森 (仙台市)	仙台森林管理署 馬場岳山国有林 (186い7、い8、ろ1~ろ5、 は、に)	31.30
蒲沢里山体験の森 (仙台市)	仙台森林管理署 蒲沢山国有林 (33い1~い4、ろ1~ろ4、は に、ほ、へ、と1~と3、ち、り1 ~り3、ぬ1~ぬ3、34い1~い 4、ろ1~ろ3、は、に、ほ、へ1 ~へ4、ち、り1~り4、ぬ、35 い1~い2、ろ、は、に、ほ、と)	262.76
癒しと学習の森 (七ヶ宿町)	仙台森林管理署 刈田岳国有林 (34851内、3575内)	13.04

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努めるものとする。

具体的には、下刈りや枝打ち、歩道整備等の森林整備体験活動へのフィールド提供と 講師派遣による技術指導、作業用具の貸与等にも取り組み、今後も各団体からの要請に は積極的に応えていくこととする。

(3) 地域住民や関係機関と連携した取組

宮城県、市町村、宮城県林業労働力確保支援センター、林業関係団体等と連携し、低コスト作業路及び列状間伐の推進、ナラ枯れ被害地に対する防除体制の確立等、民有林と一体となった取組に努めるものとする。

また、地域における課題を取り上げる地域発案システムにおいて、管内で関心が高まっている事項を取り上げ、地域住民や関係機関が参加して意見交換をする場を設け、課題の解決策を検討する。

ナラ枯れ防除対策については、県・市町村と連携した、「ナラ枯れ被害対策会議」を立ち上げて情報交換をしているところであり、引き続き「ナラ枯れ被害対策会議」の場において、情報交換を実施していくこととする。さらに、振興事務所・市町村等と連携して、合同でのナラ枯れ被害調査も実施しているところであり、今後も引き続き合同調査を実施していくこととする。

また、当計画区の地域発案システムによる取り組みとして、一般市民を対象に仙台市

街地の近くに位置する「治山の森」をフィールドとして実施している現地見学会を引き続き行い、治山事業の重要性の説明と併せアンケート調査を実施し、整備要望等を把握し、今後の整備に反映させることとする。

また、近隣の小学校に対し、治山事業の紹介や環境教育を目的とした森林教室の要望 把握を行い、要望のあった小学校を対象に森林教室を実施していくこととする。

(4) 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署が地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進することとする。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行うこととする。

具体的には、仙台森林管理署が認定したボランティア森林パトロール員による国有林の巡視活動をはじめ、蔵王国定公園内でのゴミ清掃活動や高山植物の盗採防止を目的にチラシ配布等の活動を実施する。

また、仙台自然休養林のように都市部及び都市近郊に位置する国有林もあり、国有林を身近に感じていただくため、小学校や地域の団体等からの要請に応じ、森林教室や体験林業へのフィールド提供と講師派遣等を行うこととする。

(5) 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。

具体的には、仙台森林管理署が認定するボランティア森林パトロール員との情報交換を、森林パトロール員認定式の場等を活用し実施する。

また、署主催のイベントの際は、国有林モニターへの参加を要請し、行事への参加を 通して、国有林野事業への理解を深めていただくよう今後も積極的な情報提供と情報収 集に努めることとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

コンテナ苗を用いた植栽について、森林総合研究所等と連携して実証的な調査を進め、 低コスト造林システムの普及・実施に向けた取組に努める。

当計画区内の国有林野を高性能林業機械の研修用、大学や試験研究機関等の学術研究用のフィールドとして提供するとともに、施業指標林等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努めることとする。

また、低コスト作業システムに関する研修会等を実施することとする。

2 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野の諸 活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与す るよう努めることとする。

特に地球温暖化防止対策としての森林整備事業を計画的に発注し、民間委託することを 通じて地域産業の振興に努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし。